

[資料]

玉名市における男女共同参画推進条例の特徴と制定に向けた取り組み

大西優子^{1*}、生野繁子²

【要旨】2004年4月「玉名市男女共同参画推進条例」が施行された。この条例の制定過程において、これまでの男女共同参画社会の実現に向けた玉名市の取り組みをもとに、玉名市男女共同参画社会推進懇話会に諮問された。懇話会では直ちに条例検討委員を設置し、男女共同参画社会基本法や玉名市の特性について協議を重ね、条例に盛り込むべき内容を検討した。そして、玉名市は農水産業・商工業の町でもあること、固定的な役割分担意識が深く浸透していることを観点とした条例案が答申された。このような過程を経た玉名市男女共同参画推進条例は玉名市の地域特性やジェンダーの視点が充分反映された条例となったが、固定的な役割分担意識の払拭や、この意識が起因していると思われる人権侵害や女性の社会参画の低さの解消が条例施行後の課題として明らかになった。

キーワード： 男女共同参画推進条例 玉名市 条例制定過程

はじめに

1999年「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、その中で男女共同参画社会の形成に向けて国・地方公共団体・国民の責務が謳われた。特に地方公共団体においては、同法第9条に「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、国の施策に上乘せあるいは横出しの施策ができることとなった。

同じころ、「地方自治法」が改正され、国・都道府県・市町村が対等な関係の下、連携協力することが求められるようになった。さらに、地方公共団体の条例制定について地方自治法第14条1項で、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができるとし、同条2項では、義務を課し、又は権利を制限するには条例によらなければならないとされた。

このような中、男女共同参画に関する条例制定の動きがにわかに活発化していった。都道府県レベルでは埼玉県や東京都が、市レベルでは長野県塩尻市、山梨県都留市、島根県出雲市などが他の

自治体に先駆けて、男女共同参画に関する条例制定を進めた。これらの動きは全国へと普及し、その数は平成16年12月現在で、千葉県を除く46都道府県で制定されている。また市町村においては都道府県ほどの普及率ではないものの全国2,927市町村中238市町村(約8%)で男女共同参画に関する条例が制定された¹⁾。

熊本県も例外ではなく、2002年4月「熊本県男女共同参画推進条例」(以下「熊本県条例」という。)が、同年八代市においても「八代市男女共同参画推進条例」が施行された。それから2年後の2004年4月には、荒尾市が「荒尾市男女がともに生きる社会づくり推進条例」、菊池市が「菊池市男女共同参画推進条例」、そして玉名市が「玉名市男女共同参画推進条例」を施行した。さらに同年7月には宇土市が「宇土市男女共同参画推進条例」を施行した。

このように多くの地方自治体で男女共同参画に関する条例が施行されているが、基本法や各都道府県の男女共同参画に関する条例などを参考に策定しているものと思われる。そのため、各々の男女共同参画に関する条例の特徴などがわかりにくく、その結果条例が施行されても、それぞれの地

¹ 玉名市役所総務部総務課男女参画係、*連絡先、² 九州看護福祉大学 看護福祉学部看護学科

域で条例が理解されず活かされないことが危惧される。そこで、本稿では、玉名市の男女共同参画行政の取り組み、及び玉名市男女共同参画推進条例の制定に向けた取り組みと内容を分析することにより、玉名市男女共同参画推進条例の特徴と今後の課題を明らかにする。

玉名市の概要

玉名市は熊本県の県北に位置し、人口約 45,648 人、面積 91.29 平方 km² の都市で、北は小岱山、南は有明海に面している。また菊池川は玉名市の南北を縦断し有明海に注いでいる。この豊かな自然を利用した農業や漁業が盛んで、特に農業は稲作を中心にトマトなどの園芸農業が盛んである。また、東西を国道 208 号線と JR 鹿児島本線が横断し、さらに隣町の玉名郡菊水町には九州自動車道菊水インターがあり、熊本市や大牟田市、福岡市への交通の利便がよい地域でもある。

さらに、古来より有明海や菊池川を利用した交易が行われており、そのため商業が盛んな地域でもある。現在は不況のあおりを受け、閉店や経営規模の縮小が余儀なくされているが、中心部の国道 208 号線をはさんで商店街が並ぶ風景は昔の名残を強く感じさせる。

玉名市の高齢化率は平成 12 年の国勢調査で 22.2%、熊本県平均の 21.3% に比べると 1 ポイント高いだけである。しかし、全国平均は 17.3% となっており、本市の高齢化は全国に比べて進んでいるといえる。さらに、玉名市の平均世帯構成員は 2.98 人³⁾で、玉名市中心部では宅地開発が進み人口の増加とともに人口移動も多く、従来からの住民と新しい住民との折り合いの上で地域社会が形成されている。一方、郊外では 3 世代同居も多く見られ、昔ながらの地域社会が多少の衰退はあるものの脈々と続いている。

玉名市における男女共同参画行政の取り組み (表 1 参照)

1. 2000 年度までの取り組み (男女共同参画専門部署設置以前から市民調査実施まで)

1991 年、玉名市教育委員会社会教育課社会教育係に「女性行政の窓口」が設置された。その 7 年

後の 1998 年には同課内に、社会教育分野の婦人教育・少年教育と女性行政を担当する「女性少年係」が新設された。この係の新設により、玉名市の女性行政が少しずつ歩み出したといえる。また 1999 年には、男女共同参画社会づくりに係る総合的施策に関し市民各層の幅広い意見を聴くため、「玉名市男女共同参画社会推進懇話会」(以下「懇話会」という。)が委員 15 名(男性 8 名、女性 7 名)で発足した。

2000 年 9 月には、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施した。これは玉名市民の男女共同参画に関する意識の現状を調査し、男女共同参画社会を推進するにあたり基礎資料を得るために行ったもので、玉名市では初めての調査であった。対象者は満 20 歳から 69 歳までの玉名市民 1,000 人(男性 500 人、女性 500 人)で内 512 名の回答を得ることができた。そして 2001 年 3 月「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(以下「報告書」という。)として調査結果がまとめられた。この結果は、その後の玉名市男女共同参画計画の立案や玉名市男女共同参画推進条例の制定に活用された。

表 1 玉名市における男女共同参画社会づくりの取り組み

年	事 項
1991 年	玉名市教育委員会社会教育課社会教育係に女性行政の窓口設置
1998 年	同教育委員会社会教育課に「女性少年係」新設
1999 年	玉名市男女共同参画社会推進懇話会発足
2000 年	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2001 年	「男女共同参画に関する意識調査」報告書発行 総務部総務課に「男女参画係」に改組
2002 年	「いきいきかがやく男女共同参画社会をめざしてー玉名市への提言」を 市長に提出玉名市男女共同参画社会行政推進委員会 発足
2003 年	「玉名市男女共同参画計画」発行
2004 年	玉名市男女共同参画推進条例施行・玉名市男女共同 参画審議会発足 玉名市男女共同参画推進条例制定記念フォーラム開 催

2. 2001年度の取り組み(男女共同参画推進の提言まで)

2001年4月には、女性行政から男女共同参画行政を担当する部署として、市長部局に「総務部総務課男女参画係」が改組された。「男女参画係」の名称は、国が1994年「男女共同参画室」を設置し、熊本県が2000年に「女性行政室」から「男女共同参画室」に名称を変更したことを受けたものと考えられる。

熊本県下11市の男女共同参画に関わる行政組織の状況を見ると、2001年度の段階で「課」として設置されていたのは熊本市のみ、「室」が八代市、「係」が玉名市も含めて8市であった。また「男女共同参画」あるいは「男女共生」の名称が、「課・室・係」についていたのは玉名市も含めて7市であった。その他は「女性国際係」が1市、「女性少年および女性青少年係」が2市、「社会教育係内での担当」が1市という状況であった。さらに、その所属局及び部については「市民関係局及び部」が3市、「総務企画関係部」が4市、「教育委員会」が4市⁴⁾であった。

玉名市の取り組みは熊本県下では早い方ではないものの、男女共同参画を意味する名称が係名として付き、そこに専任の職員が配置され(係長、職員の2名)何より市長部局で総合的な調整機能をもつ総務部総務課に設置されたことは、玉名市においてあらゆる分野に男女共同参画の視点が反映される体制が整備されたことを意味し、この点においては評価できる。

2001年に男女共同参画の所管部と係の名称が変更されたが、1999年に発足した懇話会は当係に引き継がれた。この懇話会では2001年3月に完成した報告書を基に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行政に提言することが提案された。そこで、懇話会を労働・福祉・教育の3つの部会に分け、玉名市の現状や課題、具体的な提言内容について協議が行われた。その後3部会のそれぞれの意見をまとめるため、部会長による編集会議が開かれた。その結果、「ジェンダーフリーの意識づくりについて」「男女の自立とあらゆる世代の人材の活用について」「市民のエンパワーメントと連携について」の3つの柱を持つ「いきいきか

がやく男女共同参画社会をめざして 玉名市への提言」(以下「提言」という。)がまとめられ、2002年3月懇話会から市長へ提出された。

一方、2001年3月に玉名市の施策の方向性を示す「第3次玉名市総合計画」が策定され、この計画の「第6章教育を充実し玉名文化を育むまちづくり」の「第5節人権の尊重と男女共同参画社会の推進」「2.男女共同参画社会の実現」の中で、玉名市男女共同参画計画の策定が盛り込まれた。

3. 2002年度の取り組み(男女共同参画計画の策定まで)

2002年4月、男女共同参画社会へ向けた取り組みと、懇話会からの提言を受けて、玉名市男女共同参画計画の検討に入った。計画策定に当たっては、庁内の組織として、助役を委員長に、各部長、総務課長、企画課長、財政課長を委員とする「玉名市男女共同参画社会行政推進委員会」を発足。その下部組織として専門部会を設け、介護・子育て・農水産業・商業・教育分野の担当者あるいは介護・子育てを経験した職員を10名選び、計画策定に向け協議を進めた。また途中、懇話会を開催し、計画の進捗状況等を報告、意見を求めた。

協議の結果、2003年3月「玉名市男女共同参画計画」(以下「計画」という。)が誕生する。この計画は、「男女共同参画社会の実現」を目標とし、「男女の人権の尊重」「男女の自立」「エンパワーメント」「あらゆる分野での男女共同参画」「パートナーシップ」を基本理念とする。また、「男女共同参画の意識づくり」「男女共同参画社会をめざすための環境づくり」「あらゆる分野での男女共同参画」の3つの基本的課題をあげた。

さらにこの計画には「男女共同参画に関する推進体制の整備」として庁内の推進体制を整備する項目を設けた。そこに「男女共同参画に関する条例の制定」として、「基本理念を明らかにし、より具体的に男女共同参画社会を推進するために、男女共同参画推進条例を検討する。また、平成15年度に「玉名市男女共同参画条例(仮称)」が制定できるように努める」⁵⁾と明記した。

玉名市男女共同参画推進条例の制定に向けた取り組み（2003～2004年度）

条例策定に向けた取り組みは、2003年7月の懇話会で、計画に明記されている男女共同参画に関する条例の検討について諮問されたことから始まり、これを受け、懇話会委員17名の中から7名（男性3名、女性4名）を選出し、男女共同参画に関する条例の検討委員会を設置した。（表1参照）

この時の懇話会は3期目を迎えており、中には1期目の提言作成から携わったメンバーも含まれていた。また、新しい委員の中には、日ごろから男女共同参画の活動に積極的に取り組んでいる者もいた。このようなことを考えると、懇話会で検討される男女共同参画に関する条例は、男女共同参画の視点や玉名市の地域的特性を盛り込んだ条例になることは充分期待できた。

この委員会では、2003年7月から条例案について検討・協議を重ね、市長へ答申するまでに検討委員会を5回開催した。またこの期間中に懇話会も2回開催し、懇話会全体の意見も集約した。さらに同年9月には市民へのパブリックコメントも行った。条例制定の過程には、検討委員会、懇話会の意見のみならず、玉名市民の意見も大切にしたいという検討委員会の共通した気持ちが活かされた。

これらの過程を経て、10月市長へ「玉名市男女共同参画推進条例（仮称）案について」が答申された。この条例案は行政で審議され、2003年12月、議会に上程された。そして、12月19日可決、22日公布され、翌年4月1日「玉名市男女共同参画推進条例」として施行された。（表2）

施行後は、条例パンフレットの作成や、2004年8月「玉名市男女共同参画推進条例制定記念フォーラム」を開催した。このフォーラムでは、検討委員会の委員でもあり、玉名市男女共同参画審議会会長生野繁子による「玉名市男女共同参画推進条例」の説明と、ジャーナリスト高嶋紀子氏による基調講演を行った。参加者は、地域のリーダー的存在である区長会、婦人会、児童民生委員など各種団体に所属している会員・委員や男女共同参画に興味のある一般市民、玉名市内の事業所で働く従業員など、300人収容の会場にあふれる程多

くの参加があった。また、熊本県下各地からの参加も多数あり、「玉名市男女共同参画推進条例」の周知として一つの成果があったと思われる。

玉名市男女共同参画推進条例策定時の検討内容

1. 条例の名称について

基本法の名称を参考に、「男女共同参画」という語を用いることとした。これは、国の男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について - 男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり」の中で「男女共同参画社会基本法とすることが適当である」とし、その理由として「男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することも重要な基本理念としていること、男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画がきわめて重要であり、この点を強調する必要があることなどを考慮したものである」という国の考えに準じたものである。また、男女共同参画社会の実現に向けて、玉名市の特性に応じた具体的な施策や推進の方向性を示していくことが重要であることから「推進条例」とすることとした。さらに、2003年9月現在で男女共同参画に関する条例を策定した都道府県及び市町村の約6割が「男女共同参画推進」の語を使用していた。以上のことを考慮して、玉名市においては「玉名市男女共同参画推進条例」という名称にすることで委員の意見が一致した。

2. 前文について

前文については、先に施行されている条例を参考とした。2003年7月時点で前文を設けていない自治体は若干見受けられたが、多くの自治体で前文が設けてあった。また内容は、各自治体の歴史的背景が述べられているものもあったが、主に男女共同参画社会の必要性や課題、条例制定の趣旨などが述べられていた。玉名市においては男女共同参画に関する現状や課題を盛り込むことにより、男女共同参画社会の必要性について、より一層玉名市民の理解を深めることができると考え前文を

設けることとした。

内容としては、玉名市の現状と課題を中心に検討を重ねた。先に施行されている熊本県条例では、熊本県の現状と課題を、「性別による固定的な性別役割分担や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど」⁶⁾と述べられているが、玉名市においては、固定的な性別役割分担意識に加えて、2000年の報告書や2001年の提言作成時に見えてきた玉名市の現状を考え、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害や女性の社会参画の低さについて述べることにした。

3. 第2条定義について

基本法と熊本県条例の定義は「男女共同参画社会の形成」と「積極的改善措置」の2つである。玉名市では条文の中での重要度や意味内容の明確性を考え、「事業者」「ジェンダー」「セクシュアル・ハラスメント」「ドメスティック・バイオレンス」を追加した。

定義の内容については、特に「ジェンダー」「ドメスティック・バイオレンス」について検討を重ねた。「ジェンダー」については、基本法で、ジェンダーという概念がまだ十分理解されていないということで盛り込まれなかった経緯があり、玉名市においても生物学的な性別（セックス）と（ジェンダー）の区別がつきにくいという意見があった。しかし、ジェンダーという概念がわかれば、日本語に訳すとかえて本来の意味が損なわれるということで「ジェンダー」という言葉を使用すること、そのかわり定義でしっかり意味を押さえることとした。このような検討過程もあり、一般的な定義規定の書き方、本市の「ジェンダー」の定義を例にすれば「ジェンダー 男女の役割を固定的にとらえる社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう」となるところをあえて、「生物学的又は生理学的な性別とは異なり」という部分を挿入した。また、「ドメスティック・バイオレンス」については、加害者、被害者の性別の固定化を避けるため、「配偶者又は親密な関係にある者に対して」という表現にした。

4. 第4条実現すべき姿について

玉名市で進める男女共同参画社会の姿が頭に浮

かぶような条例に、という検討委員の意見をもとに実現すべき姿を盛り込むこととした。ここでは、先に施行された条例を参考にし、「職場において実現すべき姿」「家庭において実現すべき姿」「地域において実現すべき姿」「学校において実現すべき姿」を設けた。

この中で、特に「地域において実現すべき姿」について議論が重ねられた。それは、懇話会で経過報告を行った際、懇話会委員から「家庭において実現すべき姿」「ア、家族のそれぞれが多様な生き方を選択でき、その能力及び適性をみんなが認め合う家庭であること」と入れてあるが、家族で多様な生き方ができても、地域で認め合えないと進まないという意見があり、この意見をどういう形で条文にするかを議論した。結果として、検討委員会では、家庭や個人がそれぞれの責任のもと選択した生き方や多様な生き方・考え方を地域みんなが認め合うことが重要と意見が一致し、「地域において実現すべき姿」「ウ 古い慣習にとらわれず、各家庭、各個人の責任のもと選択した生き方が認められる地域社会がつくられること。」という条文ができた。

5. 第11条市民及び事業者の理解を深めるための措置について

男女共同参画社会を進めるにあたっては、教育の果たす役割の重要性は委員誰もが認めるところであった。そこで、熊本県条例を参考に検討した。特に第11条2項については、教育の場で行われているカリキュラムの問題だけでなく、条例の基本理念の通り、教育カリキュラムに見えにくい、いわゆる裏のカリキュラムも含め、対象者も教育に携わるすべての者が含まれるという委員の認識の下、熊本県条例に準ずることとした。

6. 第13条附属機関等における積極的改善措置について

玉名市の各種委員等における女性の登用率は2004年3月で14.5%となっている。熊本県平均では15.9%であり、その差1.4ポイントであるが、熊本県下11市の平均は21.7%という状況を見ると、玉名市の登用率は決して高くない。また、2003年に策定した計画にも、各種委員等における女性の登用率の目標を「2005年までに30%」とし

ているものの遅々として進まない現状がある。このため、検討委員会でもこの条文を入れることに対し強い思いがあった。その一方で、検討委員の中から、地域の実態として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることに加え、女性がなかなか役員になりたがらない現状もある。そのようなことを考えると女性の参画が難しいのは否めないという意見もあった。

検討の結果、この条文に目標値を入れることも考えられるが、玉名市の現状としては「男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする」という条文にすることで一致した。

玉名市男女共同参画推進条例の特徴

5回にわたる検討委員会が開催され、委員の熱意と努力が実り、2004年4月「玉名市男女共同参画推進条例」が施行された。条例策定にあたっては、前で述べたとおり、先に施行された男女共同参画に関する条例を参考にしてはいるものの、他市町村等の男女共同参画に関する条例や玉名市にある他の条例に比べて特徴的なものがある。

それは、まず市民参加型で作成した条例であることである。懇話会より選出された検討委員会を中心に条例の検討を行い、途中市民への意見募集を行うなど市民の意見が反映された条例づくりを心掛けた点である。

次に、条例全体を通して、ジェンダーの視点が十分に反映され、条例の対象者が男性・女性のどちらかの性に偏ることがないように配慮した点である。これは特に第2条(定義)第3条(基本理念)第4条(実現すべき姿)第8条(性別による権利侵害の禁止)第9条(公衆に表示する情報における表現への配慮)に現れている。

条例の内容の特徴としては、まず前文を設けたことである。前文の意味は、大沢真理著「21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法」の中で「前文は、法的効果を直接、生じさせるものではないが、各条項の解釈および運用の基準を示す効果を有する」⁷⁾と述べられている。先に施行されている男女共同参画に関する条例については、前文を設けている条例を多数見かけるが、玉名市の条例の中で前文を設けているのは「玉名市の河川を美

しくする条例」(平成4年3月27日条例第3号)のみである。「玉名市男女共同参画推進条例」においては、玉名市の現状や課題を述べることで、玉名市での男女共同参画社会の必要性と条例制定の趣旨、目的が明らかになり、より効果的な男女共同参画社会の推進を期待できると考え、あえて前文を設けた。

さらに、基本理念を設けたことがあげられる。基本理念とは、石毛正純著「自治立法実務のための法制執務詳解」⁸⁾に、「理念規定とは、法令の基本原則を示すもので、法令の制定の理念や方針を強調したい場合に規定されることが多い」と述べられている。男女共同参画社会を実現するためには、基本的な考え方が大変重要であることから、玉名市男女共同参画推進条例では基本理念を設けた。玉名市の条例の中で、この理念規定を設けた条例は「玉名市男女共同参画推進条例」が初めてである。

次に実現すべき姿を明記したことがあげられる。この条文を入れたことで、市民にわかりやすい男女共同参画社会の姿を示すことができたと思われる。

それから、市・市民・事業者の責務を明らかにしたことである。玉名市の条例では、「玉名市の河川を美しくする条例」で市・市民・事業者の責務を、「玉名市差別をなくし人権を守る条例」(平成7年9月12日条例第26号)で市・市民の責務を、「玉名市個人情報保護条例」(平成15年3月28日条例第1号)で実施機関・事業者・市民の責務を明記しているのみである。「玉名市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画社会の実現のためには、市のみならず市民・事業者が連携協力して進める必要があることから、三者の責務を明らかにした。

また、玉名市の実情に応じた男女共同参画社会の実現に向けた施策を具体的に述べたことがあげられる。例えば第11条(市民及び事業者の理解を深めるための措置)第12条(農水産業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成の促進)である。特に第12条については、農家戸数・人口ともに熊本市、八代市の次に多く、商店数については熊本県下で6番目⁹⁾と高い位置に占めている現状を考慮するとなくてはならない条文といえる。

玉名市男女共同参画推進条例施行後の課題

「玉名市男女共同参画推進条例」の前文の中で、玉名市の課題として固定的な性別役割分担意識、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害と女性の社会参画の低さをあげている。そして、この3点の解消が条例施行後の大きな課題といえる。

まず固定的な性別役割分担意識については、2001年3月の報告書で、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」が11.33%、「どちらともいえない」が40.82%、「同感しない」が44.34%という結果がでた。これを受け、計画の中で「同感しない」という考え方を、平成17年度までに50%に引き上げるという目標を掲げている。この固定的な性別役割分担意識を払拭するためには、玉名市男女共同参画推進条例第11条(市民及び事業者の理解を深めるための措置)を根拠に、積極的に啓発活動を行っていくことが重要である。

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの人権侵害の課題に対しては、玉名市男女共同参画推進条例第15条(苦情の処理等)で「性別による差別的取扱いや人権侵害に関し、相談の申し出があった場合は、被害者の救済を図るため、国及び県と連携し必要な措置を講ずるものとする」と謳った。これは基本法第9条(地方公共団体の責務)及び第17条(苦情の処理等)をもとに条文化したものである。一方、先に施行された条例では、埼玉県のように条例に基づく第三者機関を設けそこで処理するもの、神奈川県のように審議会等で処理するもの、そして関係機関・部署が連携協力し処理するものがある。玉名市においては、関係機関・部署が連携協力し苦情の処理や人権侵害の救済に対応することになっているが、そのシステムや制度はいまだ整っていない。条例によって施策への苦情や人権侵害への救済の道が開けたが、道が開けただけでなく、今後その道を歩む市民のためのフォロー体制の整備が重要な課題である。

そして、3つ目の課題、女性の社会参画については、玉名市の女性登用状況は低い状態ではあるが、2001年4月現在の9.6%³⁾に比べると少しずつではあるが伸びている。これは、男女共同参画

社会の推進が少しずつ進み、各種委員会等への女性登用が社会的に認められ、結果として積極的改善措置が図られているためと考えられる。しかし、この積極的改善措置の現状について詳しく見ると、比較的女性の人材が多い福祉・教育分野では図られやすいが、農水産業・建設分野等では女性の人材不足を理由になかなか女性登用が進まない状況がある。玉名市男女共同参画推進条例第12条(農水産業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成の促進)及び第13条(附属機関等における積極的改善措置)の意味をしっかりと押さえ、庁内のみならず、事業所や市民へ広くその意義を伝えることが重要である。

最後に、玉名市制全体の抱える大きな課題として、市町村合併があげられる。現在玉名市、玉名郡天水町、横島町、岱明町の1市3町の法定協議会が設置され、2005年10月の合併を目指し調整が行われている。合併後もこの玉名市男女共同参画推進条例を活かし、またあらゆる分野に男女共同参画の視点が反映できるような庁内の組織づくりが課題といえる。

文献

- 1) 内閣府男女共同参画局推進班調査係:地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成16年度),内閣府,2004,p12,p156.
- 2) 熊本県企業振興部統計調査課:平成15年熊本県統計年鑑,熊本県,2003,p348,352.
- 3) 熊本県環境生活部男女共同参画課:平成13年度熊本県男女共同参画社会づくりの概要,熊本県,2003,p67,p96.
- 4) 玉名市総務部総務課男女共同参画係:玉名市男女共同参画計画,玉名市,2003,p43.
- 5) 内閣府男女共同参画局:逐条解説男女共同参画社会基本法,ぎょうせい,2004,p12.
- 6) 熊本県環境生活部男女共同参画・パートナーシップ推進課:平成15年度熊本県男女共同参画白書,熊本県,2003,p166.
- 7) 大沢真理:改訂版21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法,ぎょうせい,2002,p103.
- 8) 石毛正純:自治立法実務のための法制執務詳解,ぎょうせい,2003,p111.

表2 玉名市男女共同参画推進条例

<p>前文</p> <p>少子高齢化が進み、社会経済情勢が急激に変化しているなか、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、市民一人一人が心豊かで活力ある地域を形成するために重要な課題である。</p> <p>本市においては、玉名市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組を進めているところである。</p> <p>しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識は市民の中に根強く残っており、更にドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害もおきている。また、多くの分野で女性の社会参画が進んでいるが、地域づくりや農水産業、商工業などの分野においては、企画立案の段階から参画する女性が少ない現状もある。</p> <p>そこで、男女共同参画社会の実現が、本誌の将来を決定する重要な課題と位置づけ、市、市民、事業者が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。</p>
<p>第1章 総則</p>
<p>第1条（目的）</p> <p>この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>
<p>第2条（定義）</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。</p> <p>(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。</p> <p>(4) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。</p> <p>(5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。</p> <p>(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。</p>
<p>第3条（基本理念）</p> <p>男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。</p> <p>(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。</p> <p>(2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家族生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすること。</p> <p>(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。</p> <p>(6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることに考慮し、国際的な協調の下に行われること。</p>

<p>第4条（実現すべき姿）</p> <p>市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。</p> <p>(1) 職場における実現すべき姿</p> <p>ア 採用、配置、賃金、昇進等男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮されるいきいきとした職場であること。</p> <p>イ セクシュアル・ハラスメントがなくなり、男女それぞれの人格を認め合って安心して働ける職場であること。</p> <p>ウ 育児休業及び介護休業を男女ともに取得できる環境が整い、仕事と家庭の両立ができる職場であること。</p> <p>(2) 家庭において実現すべき姿</p> <p>ア 家族のそれぞれが多様な生き方を選択でき、その能力及び適正をみんなが認め合う家庭であること。</p> <p>イ ジェンダーにとらわれることなく、家事、育児、介護等を担い合う家庭であること。</p> <p>(3) 地域において実現すべき姿</p> <p>ア 男女ともに対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。</p> <p>イ 人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会がつくられること。</p> <p>ウ 古い慣習にとらわれず、各家庭及び各個人の責任のもと選択した生き方が認められる地域社会がつくられること。</p> <p>(4) 学校において実現すべき姿</p> <p>ア ジェンダーにとらわれず、一人一人の個性及び人権を認め合う学校であること。</p> <p>イ 進学、就職等では、ジェンダーにとらわれない進路指導が行われること。</p>
<p>第5条（市の責務）</p> <p>市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、計画的にこれを実施しなければならない。</p>
<p>第6条（市民の責務）</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。</p>
<p>第7条（事業者の責務）</p> <p>事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するように努めるものとする。</p>
<p>第8条（性別による権利侵害の禁止）</p> <p>何人も、あらゆる分野において性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。</p> <p>2 何人も、あらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。</p> <p>3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。</p>
<p>第9条（公衆に表示する情報における表現への配慮）</p> <p>何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化若しくは女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現は行わないよう配慮しなければならない。</p>
<p>第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進</p>
<p>第10条（男女共同参画計画の策定等）</p> <p>市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、男女共同参画計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するよう努めるとともに、玉名市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。</p>
<p>第11条（市民及び事業者の理解を深めるための措置）</p> <p>市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学</p>

<p>習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第 12 条（農水産業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成の促進）</p> <p>市は、農水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農水産業、商工業等の自営業の経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第 13 条（附属機関等における積極的改善措置）</p> <p>市は、その措置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。</p>
<p>第 14 条（推進体制の整備）</p> <p>市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>第 15 条（苦情の処理等）</p> <p>市は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者から苦情の申出があった場合は、適切に処理するための必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 性別による差別的扱いそのほかの男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合は、被害者の救済を図るため、国及び県と連携し必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>第 16 条（年次報告）</p> <p>市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するものとする。</p>
<p>第 3 章 玉名市男女共同参画審議会</p>
<p>第 17 条（審議会の設置）</p> <p>市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、玉名市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>
<p>第 18 条（組織）</p> <p>審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 男女共同参画の推進に関し識見を有する者</p> <p>(2) その他市長が適当と認める者</p> <p>3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p>
<p>第 4 章 雑則</p>
<p>第 19 条（委任）</p> <p>この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附則 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p>

[Material]

The Special Feature of the Ordinances and Action to Forward a Gender-Equal Society in Tamana-city

Yuko Ohnishi ^{1,*} , Shigeko Shono ²

*¹Tamana city office General affairs department General affairs division
Gender-Equal section, Kumamoto*

²Kyushu University of Nursing and Social Welfare, Kumamoto 865-0062, Japan

【Abstract】

The ordinance of forward a Gender-Equal Society had come into force in April 2004. To prepare this ordinance, we had The Gathering for Discussion of Gender-Equal Society to debate the contents of the ordinance. In this initial gathering, they selected some main members to examine the problems especially in each field which is our community characteristics. Especially our community is agricultural & marine products industry and commerce & manufacturing industry, so the stereotyped perceptions of gender role is deeply exist in our society, so that these situations had been referred into our ordinance. However, for our future assignment, we need further discussion to prevent the stereotyped perceptions of gender role in our house and offices, and to improve our poor understanding of human rights and low rate of women's roll in society.

Key words: the ordinances to forward a gender-equal society, the action to enact the ordinances, the special feature, the assignment, Tamana-city

*Corresponding author, FAX : +81-968-75-1166